

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 公印を改刻しその使用を開始する件 二〇三
 - 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件 二〇二
 - 公 告**
 - 一般競争入札を行う件 二〇四
 - 落札者を決定した件 二〇五
 - 随意契約の相手方を決定した件二件 二〇六
 - 肥料を登録した件 二〇七
 - 福 島 県 教 育 委 員 会**
 - 福島県指定重要無形民俗文化財の指定を解除された件 二〇七
 - 福島県選定保存技術の選定及び保存団体の認定を解除された件 二〇七
 - 福 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会**
 - はえなわ漁業について指示する件 二〇七


告 示

福島県告示第二百四十七号

公印を次のように改刻し、令和元年九月四日その使用を開始する。
令和元年九月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職印

23	番号	福島県現金出納員印（福島県立湖南高等学校用）	公印の名称
	印影		
	公印管理者	福島県立湖南高等学校の福島県現金出納員	

（文書法務課）

福島県告示第二百四十八号

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百四十五条の規定により、令和二年度及び令和三年度において、福島県を発注者として、一般競争入札（以下「競争入札」という。）の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のとおり定める。
令和元年九月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 第一 資格の審査を受けることができない者
- 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
 - 三 資格の審査の申請時において、県税を滞納している者
 - 四 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - 五 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のない者
 - 六 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者
- 第二 資格及びその有効期間
- 資格は申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
- 一 第五の第一号の定例申請に係る資格 令和二年四月一日から令和四年三月三十一

- 日まで
- 二 第五の第二号の随時申請に係る資格 資格が認定された日から令和四年三月三十一日まで
- 第三 資格の喪失
 - 資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号に該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。
- 第四 資格の審査の申請方法
 - 資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。
- 第五 資格の審査の申請時期
 - 一 定例申請 令和元年十月一日から同月三十一日まで（福島県の休日を含める。以下「休日」という。）を除く。）を受け付ける。
 - 二 随時申請 令和二年四月一日から、県の休日を除き、随時に受け付ける。
- 第六 申請書の提出先
 - 資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四―五二二―七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山二丁目一番一号	〇二四―九三五―一四七二
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四―一三三―一六五三
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四―二一九―五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四―一六二―五三五一
福島県相双地方振興局出納室	九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町二丁目三〇番地	〇二四―二六―一三〇四

福島県いわき市 九七〇―八〇二六 福島県いわき市平字梅
 方振興局出納室 本一五番地 〇二四六―二四―六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知
 資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の職氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第九 この告示に関する問合せ先
 福島県出納局入札用度課

（入札用度課）

公 告

公告第91号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和元年9月3日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県庁舎の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 令和2年1月1日から同年12月31日まで
- (4) 供給場所 福島県庁舎（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和元年9月30日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部文書管財総室施設管理課
電話024-521-7080

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年9月30日（月）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和元年9月3日（火）から同月30日（月）まで（土曜日、日曜日、同月16日及び同月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和元年9月13日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和元年10月16日（水）午後2時
- (2) 場所 自治会館1階101会議室（福島県福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和元年10月15日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から、契約希望金額の110分の10（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を控除した金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural office building 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 16 October 2019
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 15 October 2019
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives & Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan
TEL 024-521-7080

(施設管理課)

公告第92号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年9月3日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器 一式（搬入、据付け、調整、データ移行、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
34,135,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

令和元年6月11日

(市町村行政課)

公告第93号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県児童相談所情報管理システム構築業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年9月3日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県児童相談所情報管理システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年6月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社佐賀電算センター 佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木1427番地7
- 5 随意契約に係る契約金額
32,670,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(児童家庭課)

公告第94号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和元年9月3日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
都市ボランティアユニフォーム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和元年7月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
アシックスジャパン株式会社 東京都江東区新砂三丁目1番18号
- 5 随意契約に係る契約金額
64,151,841円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(入札用度課)

公告第九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

令和元年九月三日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)		その他 の規格	氏名又は 名称	住所	登録の有 効期限
			アルカリ分					
854	炭酸カルシウム肥料	50炭カルEアラス	50.0		該当なし。	株式会社Eアラス	大阪府高石市西取石七丁目13番30号	令和7年8月14日

(農業総合センター)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第一号

次の福島県指定重要無形民俗文化財は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十八条第一項の規定により、平成三十一年三月二十八日付けで重要無形民俗文化財に指定されたので、福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第十九条第二項の規定により、福島県指定重要無形民俗文化財の指定を同日付けで解除された。

令和元年九月三日

福島県教育委員会

名	称	所	在	の	場	所	保	護	団	体
伊佐須美神社の 田植神事		大沼郡会津美里町宮林甲四三七七 番地					伊佐須美神社			

慶徳稲荷神社の 田植神事	喜多方市慶徳町豊岡字香隅山三一 九五番地	慶徳稲荷神社お田植まつり 保存会
-----------------	-------------------------	---------------------

(文化財課)

福島県教育委員会告示第二号

次の福島県選定保存技術は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百七十七条第一項の規定により、平成三十一年十一月十六日付けで選定保存技術に選定されたので、福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第二十八条の第三項及び第四項の規定により、福島県選定保存技術の選定及び保存団体の認定を同日付けで解除された。

令和元年九月三日

福島県教育委員会

名	称	保	存	団	体	の	所	在	地
からむし生産 存協会		昭和村からむし生産技術保 存協会		昭和村大字下津川字中島六一 番地		昭和村からむし会館内			

(文化財課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和元年九月三日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻 芳 弘

- 一 操業の承認
最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- 二 承認の対象漁船
承認の対象漁船は、総トン数七トン未満とする。
- 三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

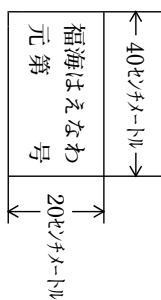
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯三十七度七十分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和元年十月一日から令和二年九月三十日までとする。